

令和5年度みやぎヘルスサテライトステーション 事業費補助金交付申請募集要項

1 目的・趣旨

本事業は、健康づくり県民運動の一環として、買い物等の日常生活の中で個人の健康づくりの実践をサポートする「みやぎヘルスサテライトステーション(以下ヘルサテ)」を県内に拡大するため、みやぎヘルスサテライトステーション事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、県民の日常的な健康づくり活動の推進を図ることを目的とします。

2 ヘルサテの定義

ヘルサテとは、次の要件を満たす施設となります。

- (1)宮城県内にあること。
- (2)幅広い年齢層で不特定多数の県民が利用し、又は今後利用する見込みであること。
- (3)次のイが実施され、かつ、次のロからニまでのいずれかが実施されること。

イ 健康情報の発信

健康情報コーナーを整備し、県が指定するポスター、パンフレット、その他の物品等を配架し、若しくは設置し、又は県が指定する映像を放映する等により生活習慣改善等健康づくりに関する情報提供を行う。

ロ 健康チェック・測定

健康測定機器等(血圧、体組成計、肌年齢、血管年齢等)を設置する健康情報チェックコーナーを整備し、利用者がセルフチェックにより自身の健康度を確認できる。

ハ 健康イベントの開催

施設を利用した県民が参加可能な、次に掲げるイベントを定期開催する。

- (イ)健康・栄養・運動相談の開催
- (ロ)健康づくりに関するレッスンの実施
- (ハ)企業・団体とのタイアップによる健康イベント
- (ニ)その他県民の健康づくりに寄与するイベント

ニ その他

その他、県民の健康づくりの推進に寄与する取組を実施する。

3 補助対象経費及び補助金額等

本補助金の対象経費は、ヘルサテの機能を満たす、または充実させるために要する経費のうち、主としてヘルサテ事業の実施に使用するものです。

補助率及び補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業	補助対象事業費	補助率	補助金の 下限額及び上限額
第2(3)イ	消耗品費、備品購入費、印刷製本費	2分の1 以内	1申請当たり 5万円以上 25万円以下
第2(3)ロ	消耗品費、備品購入費		
第2(3)ハ	人件費、講師謝金、旅費、食糧費、消耗品費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費		
その他知事が認める経費			

※交付決定額を超える交付はできません。

4 事業実施期間

交付決定日から令和6年2月29日まで

※交付決定前から実施している事業や令和6年3月15日以降の実施を予定している事業については対象となりません。

5 応募団体の資格

応募者は、民間企業・NPO法人・その他の法人で、次の要件を満たす者としてします。なお、本事業で補助を受けることができるのは、1施設当たり1回までとなります。

- (1) 県税その他租税を滞納していないこと。
- (2) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員(かつて構成員だった者を含む)・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している状況でないこと。

6 募集スケジュール

交付申請	(決済日)から令和6年1月31日 ※申請額が上限に達し次第募集終了といたします。
交付決定	申請日より1か月程度
実績報告	補助事業完了後30日以内又は令和6年3月15日のいずれか早い日まで

※本補助事業は、厳正な選考の結果、不採択となる場合があります。

7 申請書の提出方法・提出先

(1) 提出方法

申請書は郵送・持参または電子メールで提出願います。(郵送の場合は締切必着)

なお、別途資料の送付をお願いする場合があります。

(2) 提出先(問い合わせ先)

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県保健福祉部健康推進課健康推進第二班

TEL:022-211-2624 E-mail:kensui-k2@pref.miyagi.lg.jp

8 留意事項等

1) ヘルサテの認証

本事業による補助金の交付を受けた企業・団体で、既にヘルサテ施設として認証を受けていない場合は、みやぎヘルサテライトステーション事業費補助金交付要綱第6第1項第10号に基づきヘルサテの認証を申請する必要があります。

2) 採択された団体の責務

別途定めるヘルサテ事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。

3) 情報公開への同意

補助対象事業の概要、団体名、代表者名、事業の内容・成果等について、県ホームページ等で公開する場合があります。